



2007.4.9 野田川親水公園にて

NO.15 CONTENTS

[特集]	みんなで考えよう公共共通	02
[特集]	男女共同参画計画アンケート	04
	まちの話題	06
	Cultural Reflections / 時の贈り物	11
	がんばってます! 消防団	08
	障害福祉サービスのご案内	12
	健やか広場	09
	住民税について重要なお知らせ	14
	図書館へ行こう!	10
	行政 News & Information	16

NEW FACE ◎ 新規採用職員抱負

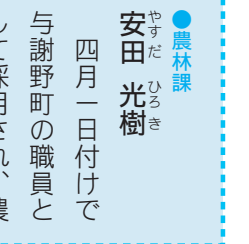
町民の皆さん、よろしくお願ひします!

本年度、与謝野町では5人の職員を新規採用しました。誌面をお借りして、顔と名前を紹介させていただきます。



●福祉課
あしだ ちか
芦田 千夏

私は福祉課の高年齢・介護係で、住宅改修や福祉用具の購入などの仕事を担当しています。まだまだわからないことが多くありますが、住民の皆さんや様々なことに関わりながら、皆さんのことを感じ、学んでいきたいと思っています。明るく元気に精一杯がんばりますので、よろしくお願ひいたします。



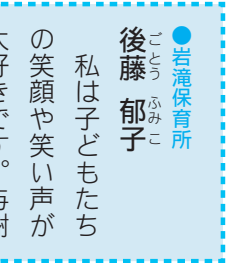
●農林課
やすだ ひろき
安田 光樹

四月一日付で与謝野町の職員として採用され、農林課に配属されました安田と申します。辞令交付の時に太田町長から言われた「住民の目線で仕事をする」とを忘れず、先輩職員の方々の教えや、住民の方のいろいろな声に耳を傾け、仕事に取り組んでいきたいです。よろしくお願ひいたします。



●税務課
おくの まさとし
奥野 眞敏

一日でも早く税務課の戦力になれるよう先輩方の働きを見て仕事を覚え、責任感を持って仕事に取り組みたいと思っています。特に、私は与謝野町外の出身で、税務に関する知識も白紙状態ですので、一刻も早く多くの知識を身につけ、町民の皆さんから信頼されるような職員になりたいと思います。



●岩滝保育所
ごとう ゆみこ
後藤 郁子

私は子どもたちの笑顔や笑い声が大好きです。与謝野町で成長していく子どもたちに、たくさんの笑顔が見れるように、皆さんの笑い声が聞けるように、そして元気いっぱい成長してくれるよう手助けをしていきたいです。私も子どもたちに負けないくらいがんばります。よろしくお願ひいたします。



●石川保育所
かはた ともこ
蒲田 朋子

新しく石川保育所で保育士として働くことになりました蒲田と申します。子どもたちに、「毎日保育所に行くのが楽しみ」と思ってもらえるようにがんばりたいと思います。毎日笑顔で楽しく子どもたちと過ごし、一緒に様々な体験をしていきたいです。どうぞよろしくお願ひいたします。

発行：与謝野町役場 編集：企画財政課
住所：〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

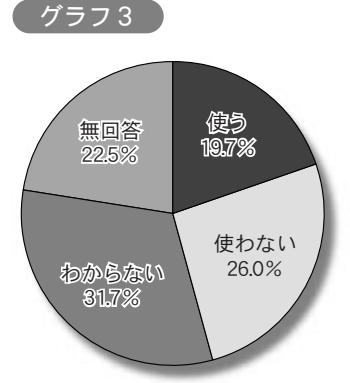
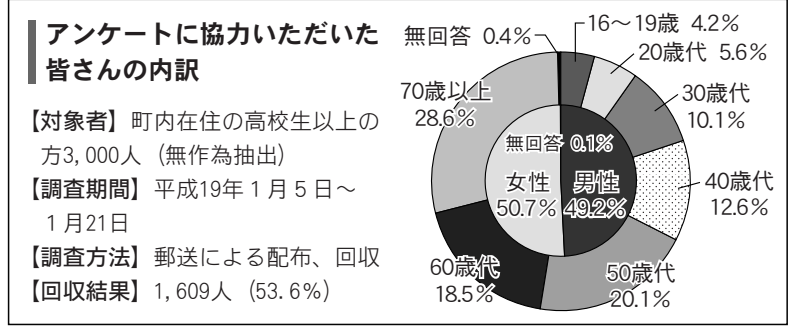
TEL：0772-46-3084(直通)
FAX：0772-46-4630

URL：http://www.town.yosano.lg.jp/
E-mail：kk@kuzisei@town.yosano.lg.jp



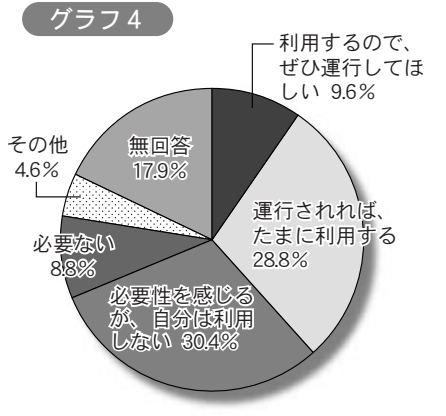
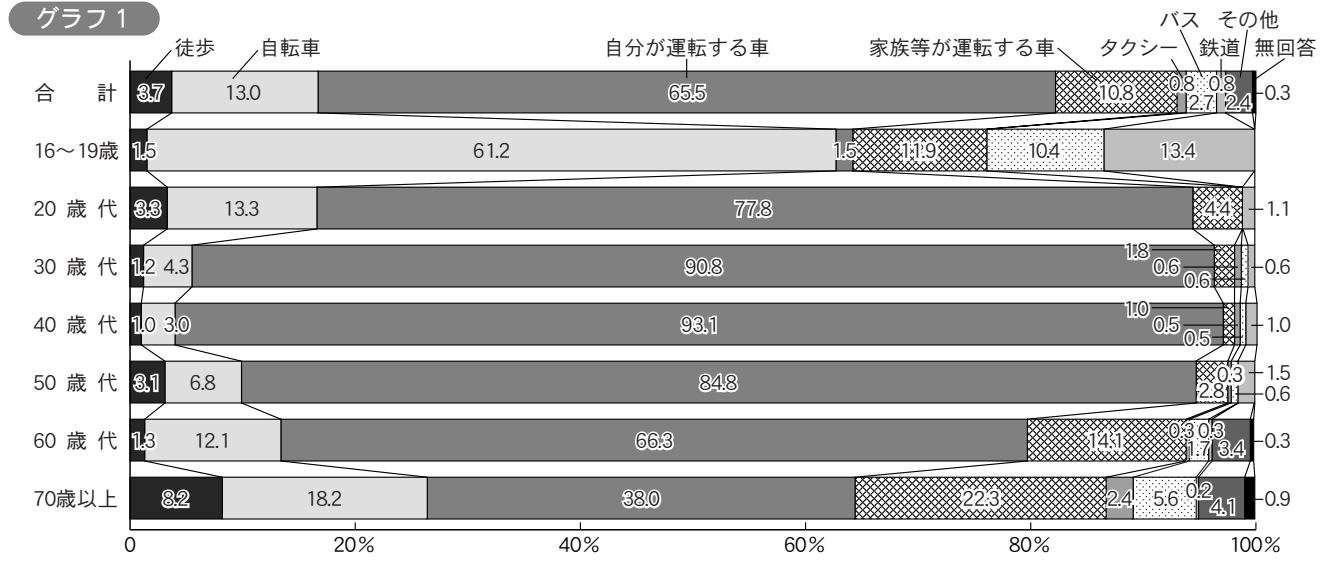
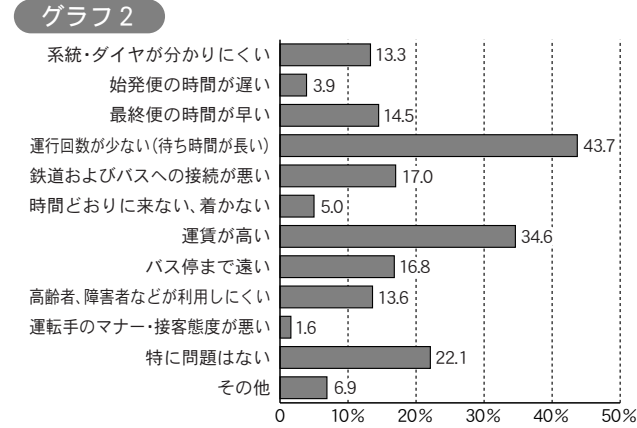
公共交通アンケート結果をお知らせします

町では、路線バスの利用者が年々減少しており、これに伴いバス事業者への支援が増加傾向にあります。また、居住地近くを路線バスが運行しておらず、日常生活の移動が不便となっている地域もあります。今回与謝野町における公共交通のあるべき姿を検討するにあたり、「公共交通のあり方検討のためのアンケート」を実施したところ、たくさんの回答をいただきありがとうございました。今月号ではその調査結果の概要を紹介します。



■新たな公共交通手段の確保について

地区に路線バスがない方に対して、地区に新たな公共交通手段を確保することにについては「必要性を感じる」、自分では利用しない」（30・4%）

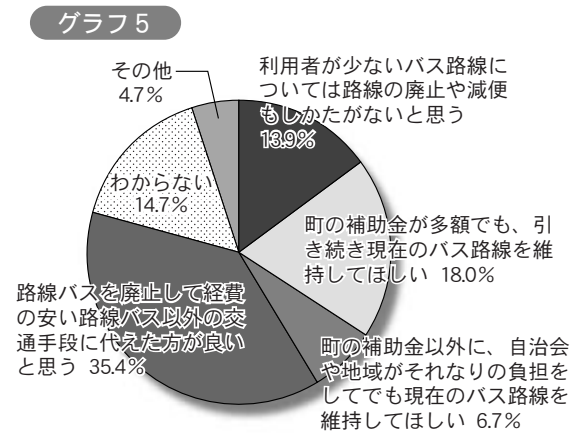


「必要ない」（8・8%）とした方がある一方、「利用するので、ぜひ運行してほしい」（9・6%）、「運行されれば、たまに利用する」（28・8%）と期待されている方も同程度あることがわかります。（グラフ4）

■公共交通の維持確保について

現在町内で運行されている路線バスは、全ての路線に町の補助金を投入しなければ維持できない状況です。このことについて、「知っていたが金額までは知らなかった」（41・8%）、「知らなかった」（42・9%）とした方が多く、路線バスの維持・確保について住民への啓発が不足しているとともに、関心も薄いことがうかがえます。

このような現状において、路線バスの将来については「路線バスを廃



止して経費の安い路線バス以外の交通手段に代えた方がよいと思う」（35・4%）と最も多く、何らかの対応が求められていることがわかります。（グラフ5）

アンケート調査結果、提言書の閲覧

今回のアンケートでは、設問の回答のほかにも多くの自由意見もいただいています。今後、町ではアンケート調査結果と提言書をふまえ、さらなる調査を進め、利用しやすい公共交通ネットワークの実現に向け取り組んでいきます。

「アンケート調査結果」「公共交通のあり方提言書」については、町ホームページ (<http://www.town.yosano.lg.jp/>) に掲載しているほか、各地域振興課で閲覧することができます。

■路線バスの利用について

自家用車の普及、運転免許保有者数の増加により、日常生活における移動手段は「自分が運転する車」（65・5%）となっており、年代が進むにつれて「家族等が運転する車」「自転車」が増加しています。（グラフ1）

自家用車を自由に運転できる方は、バスを「全く利用しない」（80・9%）としており、バスの利用は高齢者等の一部の限られた方となっています。

現在のバスについてどのよう感じているかについては、「運行回数が少ない(待ち時間が長い)」（43・7%）、「運賃が高い」（34・6%）などが多くあげられており、行きたい時間に、安い運賃で移動できる乗り物が求められていることがわかります。（グラフ2）

しかし、これらのバスに対して不満に思っていることが解消されても、「使う」（19・7%）とした方は少なく、「わからない」（31・7%）、「無回答」（22・5%）とした方が多いことから、バス利用について現時点で明確な判断を示せないことがうかがえます。（グラフ3）

公共交通のあり方検討委員会からの提言



↑大田町長に提言書を渡す北風委員長(左)と榊副委員長(右)

1. 公共交通不便地域・空白地域への移動手段の確保
 - ▽近年全国各地では、コミュニティバス・乗合タクシー等、地域の実情に合った、少需要に対応した交通手段が導入されており、これらを参考にしながら、本町に最適な地域公共交通の導入に向けた検討が必要である。
 - ▽既存生活路線は、近隣主要市町と接続する幹線路線であることから、新たな公共交通サービスは幹線路線を活かし、これへの接続・補完する形で導入することが望ましい。その際、既存生活路線との整合性を図り、地域全体として、地域公共交通ネットワークの最適化を目指すことが重要である。
 2. 既存生活路線バスの利便性の向上と効率的な運行
 - ▽既存生活路線の実態を把握し、住民ニーズ・需要に適した幹線路線として改善を進め、一層の利便性の向上を図るべきである。
 3. 児童・生徒の通学時における安全性の確保
 - ▽新たな公共交通サービスの導入を計画する場合、通学時の安全を図る観点からも、「児童・生徒と住民」の混乗等の可能性について検討する必要がある。これを実現することは、経費削減につながることも、大人と子どもがふれあうコミュニティの推進においても効果が期待される。
 4. 持続可能な公共交通システムの実現
 - ▽生活に役立つ公共交通の実現のため、住民も計画段階から参画し、理解・協力する必要がある。また、住民のための公共交通であること、公共交通の利用が地球環境に対する負荷軽減につながることを認識し、「車を使う、バスも使う」といった使い分けをする等の利用促進・意識改革をすることが必要である。
 - ▽公共交通を行政のまちづくり施策として位置付け、行政の財政負担について理解されたい。
- 今後の取り組みについて
- ▽本提言の実現に向けて新たに住民、利用者、交通事業者、行政等の構成による公共交通計画策定機関を立ち上げ、住民のマイバス意識の向上、住民ニーズの把握を行い「住民が必要とする」「住民が利用しやすい」地域公共交通システムの確立を推進された。

特集◎与謝野町男女共同参画計画アンケート

住民アンケートの調査結果をお知らせします

男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、その個性と能力をいかんなく発揮できる社会が男女共同参画社会と言われていています。基本的な考え方は全国共通でも、各市町村の人口構成や産業構造、歴史的背景、住民の意向等によって、取り組み分野の範囲・比重、施策の展開などが異なります。このような観点から、身の丈にあった「男女共同参画計画」を策定するにあたり、当町の現状把握と住民の皆さんのご意見をお聞かせいただきたく「住民アンケート」を実施しました。たくさんの方に回答いただき、誠にありがとうございました。調査結果の一部を紹介いたします。

●男女共同参画計画策定へ

与謝野町では現在「男女共同参画計画」の策定に取り組んでいます。この計画は男女共同参画社会の実現を目指し、今後十年間で取り組む方針を示すもので、今年度末の策定を予定しています。

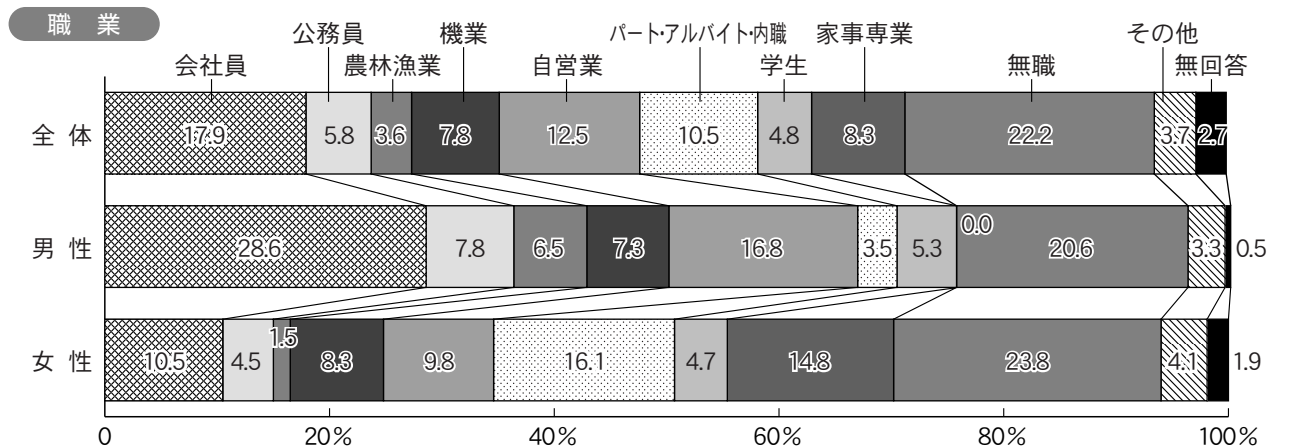
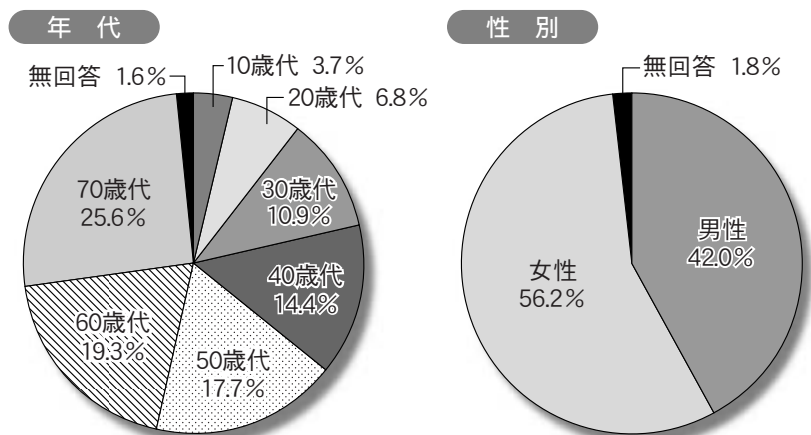
策定にあたっては昨年九月、町内各種団体の関係者、学識経験者など十人を委員とする「男女共同参画推進委員会」（小牧恵子会長）を設置し、職員で構成のワーキンググループ十人と共に、「住民アンケート」調査・分析をはじめとする協議を重ねてきました。今後は、住民アンケートの調査結果などを基に議論を深め、計画策定に取り組んでいきます。

●アンケート報告書の閲覧

誌面の関係で概要のみのお知らせになりますが、「男女平等等に関する意識」「結婚や職業などの生活全般」「人権」「男女共同参画のまちづくり」等すべての分析結果を、町ホームページ（<http://www.town.yosanole.jp/>）に掲載しているほか、各地域振興課で閲覧することができます。ぜひご覧ください。

●アンケートに協力いただいた皆さんの内訳

【調査対象者】町内在住の十六歳以上の方、二千人（無作為抽出）
 【調査期間】平成十九年一月五日～二月四日
 【調査方法】郵送による配布、回収
 【回収結果】九百四十九人（47.5%）



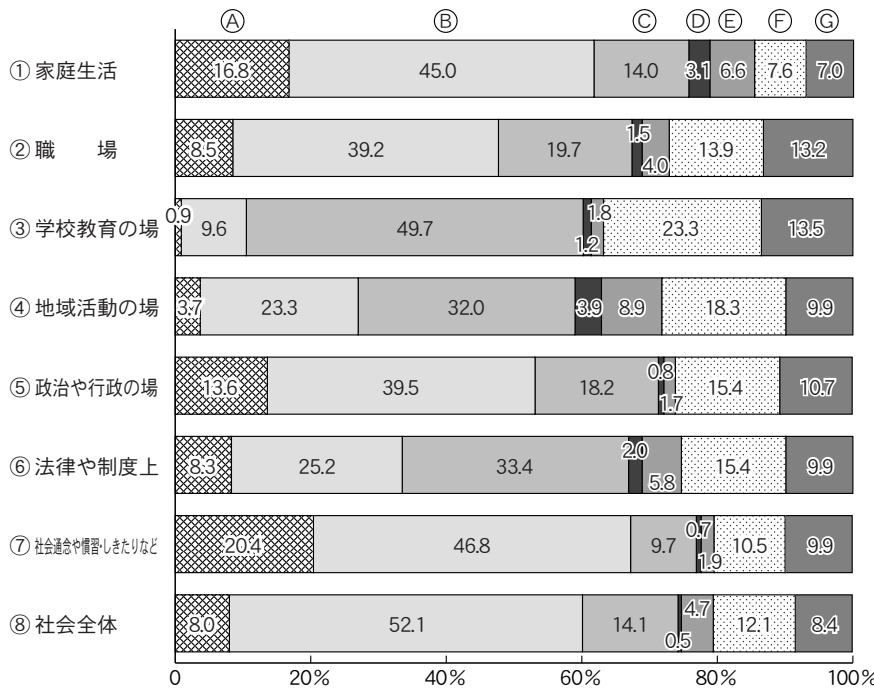
●男女の地位の平等感（グラフ1）

学校教育に対しては、平等の意識は高い結果となっておりますが、他の項目はいずれも低い結果となっております（グラフ1）。

特に、社会通念や習慣、しきたりや家庭生活、そして社会全体に対して男女の平等意識はきわめて低くなっています。

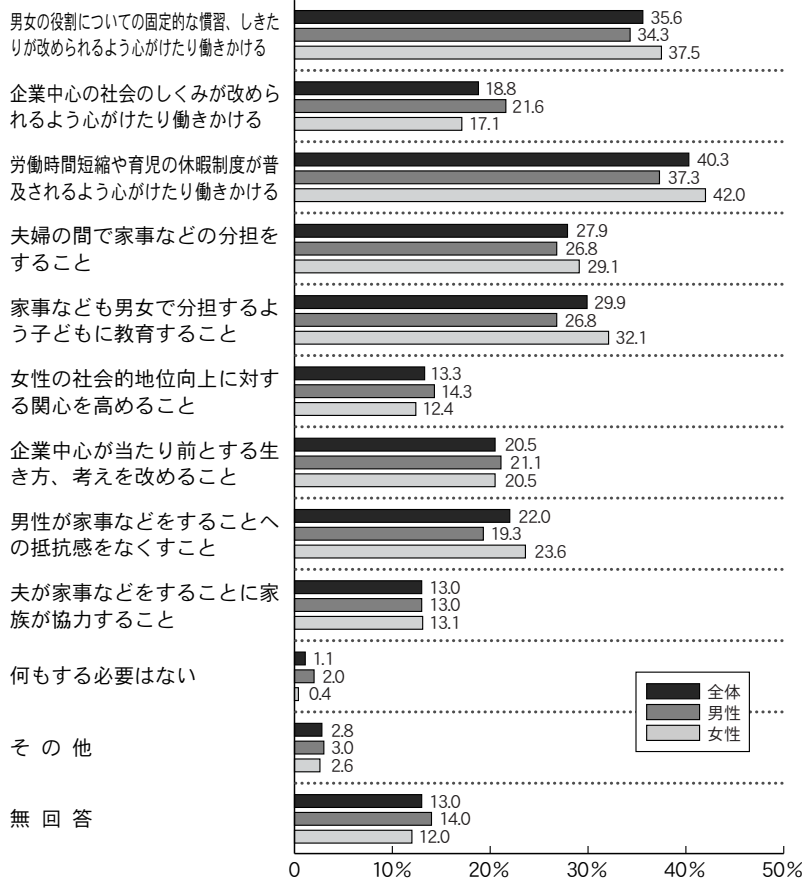
グラフ1

① 男性の方が非常に優遇されている ② どちらかといえば男性の方が優遇されている
 ③ 平等である ④ 女性の方が非常に優遇されている
 ⑤ どちらかといえば女性の方が優遇されている ⑥ わからない ⑦ 無回答



【グラフの見方とポイント】「③ 平等である」というグラフの率が100%になることが、男女共同参画計画の目指す社会像であり、理念です。

グラフ2



●男女共同参画社会をつくるために行政がすべきこと

男女共同参画社会をつくるためには、「行政が育児休業・介護休暇などの制度、介護施設などの充実をすべき」とする考えが多く、女性では「就労機会の充実」を求める考えが多い結果でした。しかし、極端に高い項目はなく、いろんな意見がある傾向となっています。

●男女共同参画社会をつくるために自分や企業がすべきこと（グラフ2）

男女共同参画社会をつくるために自分や企業がすることとしては「労働時間短縮や育児や介護の休暇制度が普及されるよう心がけたりすること」「男女の役割についての固定的な慣習、しきたりが改められるよう心がけたり働きかけること」が男女とも多くあげられています。



今年も盛大に 滝の千年ツバキまつり

今年で十七回目の開催となる「滝の千年ツバキまつり」が四月十五日、加悦椿文化資料館周辺で開催された。このイベント。

小西英雄実行委員長や西原滝区長をはじめとする地元滝区の方々を中心となって開催されたこのイベント。

小西実行委員長から「ツバキが町の木に選定されて、それを祝うまつりとなる」とあいさつがありました。

地元の方によると、今年は千年ツバキの花の付きが少し悪いとのこと。しかし、幹をベルトで固定したり、支



←奥に見えるのが樹齢1200年の「滝の千年ツバキ」

柱を立てたりして保護されており、樹勢は回復しているようで「元気だった頃のツバキの姿に戻った」と喜んでおられました。

また、今年は河川改修で掘り起こされた大きなツバキを広場の入口等に移植し、その記念植樹も行われました。



↑千本づきでまつりを祝いました。

資料館では特別展が開催されたり、ちんさん前広場には特産品や食べ物、舞台が店したりと、訪れた人は春の一日を満喫しました。

10周年の雲岩公園つつじ祭り

十周年を迎える「雲岩公園つつじ祭り」が四月十五日、雲岩公園で開催されました。

京都の自然二百選にも選ばれる雲岩公園は、地元元屋区の方々から平成二年から十年がかりで遊歩道を造ったり、木の植栽をしたりして整備をされてきました。

今年、二百五十年の伝統がある「岩屋踊り」や野田川太鼓の演奏があり、十周年に花を添えました。

また、たくさんの俳句も寄せられましたのご紹介します。



↑機織りの所作を組み合わせた「岩屋踊り」

岩屋雲岩公園つつじ祭り俳句（順不同・敬称略）

風雪に耐へしつゝ、じの 今燃ゆる 泉 幸代
 染め渡る つつじ祭りや 級友に会う 安達 光子
 ありし日を 偲ぶよすがの つつじかな 浪江 和子
 雲岩の つつじくぐりて 歴史訪う 山崎 よし江
 雲巖寺 老若男女 つつじ見に 上林 吉光
 霧はれて 雲岩つゝ、じ 浮きたてり 安達 道子
 孫に手を 預けて賞でる つゝじかな 浪江 綾子
 区民の輪 大輪となり つつじ咲く 坂根 絃美
 つつじをば 無情の雨 横殴り 坂根 雅子
 山つつじ 心合わせる 里の舞 坂根 吉和
 散り急ぐ つつじの花に 時季移ろふ 山崎 洋介
 つゝ、じ径 昔にかへる 磨崖佛 足田 博巳
 燃ゆつつじ 岩屋おどりの 花をそえ 大内 寿代
 花散るや 岩屋踊りの たけなわに 時武 多恵子
 生かされて この山に又 つつじ見に 中西 露子
 つつじ咲き 人のなごりに 花命 中嶋 義賢
 あいつかれた つつじ廻りも 人生も 吉田 保夫
 輝ける 平和の里の 山つつじ 芦田 鶴子
 まつりにて かげのろうくが はなひらく 長島 稔
 一度来し 再三再四も つつじ山 小田 利雄
 杖かりて 望むつつじの あで姿 吉田 智恵子
 たどりつく 雲岩の岨 春惜しむ 糸井 和子
 つつじ咲く 一歩々々の 杖の径 三宅 美千子
 幼な子の 両手でキャッチ 花吹雪 細井 公子
 友と来て 咲き満つゝ、じ 色に染む 西村 恵美子
 人波に つゝ、じ押されて 散り惜しむ 金谷 要一
 茶席にて 着物姿の つつじかな 山添 清五郎

※町内の方の作品のみ掲載しています。

与謝野町体育協会が敢闘賞を受賞



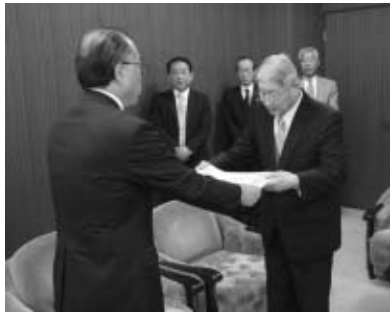
↑町体育協会に贈られた表彰状

「第二十九回京都府民総合体育大会 市町村対抗競技」での功績が称えられ、このほど与謝野町体育協会に敢闘賞が贈られました。

府内の二十八市町村が十三競技で競い合い、与謝野町は▽陸上競技の部（四位）▽ソフトボール女子（五位）▽ゲートボール女子（六位）で入賞し、全体で十二位、町村では一位となり、今回の受賞となりました。

井田義之与謝野町体育協会会長は「たいへん名誉なこと。選手のがんばりと、支えてくれた家族や町民の皆さんの声援のおかげ」と話しておられました。

上山さんに行政相談員感謝状が贈呈されました



↑上山祐司さんに感謝状が贈呈されました

昭和六十年から行政相談員を務めてこられた上山祐司さん（加悦）がこのほど退任され、四月十一日に役場で総務省京都府行政評価事務所から感謝状が贈呈されました。

行政相談員とは、総務省から委嘱を受けて、行政に対する苦情や要望などをお聴きし、そうした声を行政の制度や運営の改善に役立てようと、全国に配置された方です。

十九年度からは今川孝男さん（岩滝）、坂根功三郎さん（石川）の二人に、引き続きお世話になります。

環境保全型農業推進コンクールで優秀賞



↑部会を代表して表彰を受ける井上晃さん

全国環境保全型農業推進会議が主催する「第十二回環境保全型農業推進コンクール」で、JA京都加悦施設園芸部会が優秀賞を受賞されました。

同部会では、部会員二十二名全員がエコファーマーの認定を受け、おから発酵肥料「京の豆っこ」を利用した地域資源循環型農業を実践されており、その活動が認められ、今回の受賞となりました。

受賞をお祝い申し上げますと共に、今後ますますのご活躍を期待します。

まちの安心・安全を守る交番が新しくなりました

↓加悦町商工会館横に新築移転した加悦交番



新築移転作業が進められていた加悦交番が二月二十八日に完成し、完成を祝う落成式が四月九日に行われました。

加悦交番は明治十年に創設されてから、今年で百二十九年目を迎える歴史ある交番で、地元で愛される「駐在さん」として長年に渡り、地域の治安を守ってこられました。しかし、旧交番の老朽化が進み、加悦町商工会館横に場所を変え、新築移転されました。

加悦庁舎に近いことから、地域安全運動、防犯活動など行政と警

察が連携し、犯罪を許さないまちづくりの強化が図れると共に、コミュニティルームが設置されており、住民の皆さんが気軽に立ち寄り相談していただけるような配慮がされています。

日中は二人の警察官が勤務し、内一人は二十四時間交番に常駐されます。

落成式では、交番に常駐する今村勇仁警部補から「信頼され、親しまれる交番となるよう治安維持に全力を尽くす」と力強い決意表明がありました。

↓力強い決意表明をする今村警部補（左）と大槻富己男巡査部長（右）





多くの妊産婦さんは、妊娠中から子育ての間に、孤独感や負担感を感じています。特に妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろんお母さんの健康を維持するためにも大切な時期です。しかし、外見からは妊娠しているのがわかりにくいいため、つわりなどつらい症状があっても周囲の方に気づいてもらえず、タバコの煙に気分が悪くなったり、重い荷物を持つことになったりといふ思いをしています。

妊産婦さんへの思いやり

Vol.13 マタニティマーク

妊娠・出産・子育てを安全で安心に過ごせるための対策の一つ、「マタニティマーク」についてお知らせします。



多くの妊産婦さんは、妊娠中から子育ての間に、孤独感や負担感を感じています。特に妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろんお母さんの健康を維持するためにも大切な時期です。しかし、外見からは妊娠しているのがわかりにくいいため、つわりなどつらい症状があっても周囲の方に気づいてもらえず、タバコの煙に気分が悪くなったり、重い荷物を持つことになったりといふ思いをしています。

育てができる社会を築くためには、みなさん一人ひとりの理解と協力が必要です。

マタニティマークとは

マタニティマークとは、妊娠・出産・子育てを安全で安心に過ごせるための対策の一つとして、さりげなく妊娠を周囲に知らせることができるよう、「健やか親子21」の推進検討会において公募し、選ばれた最優秀作品です。

現在このマークを生かした普及活動が全国的に展開されています。※二〇〇一年～二〇一〇年の母子保健の国民運動計画です。

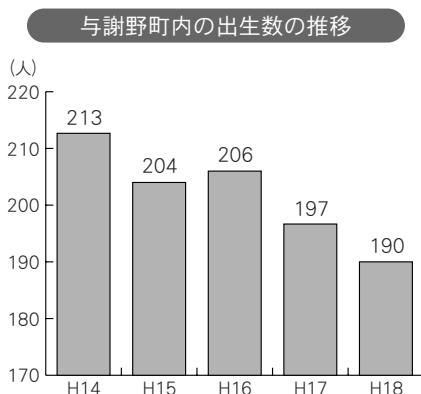
町では今年度から、未来の与謝野町を支える赤ちゃんが一人でも多く誕生し、健やかに育つてくれることを願って、マタニティキーホルダーを配布することにしました。このキーホルダーは四月から母子健康手帳を交付させていただいた方にお渡ししています。

マタニティマークを配布しています

→マタニティキーホルダーを身に付けたお母さんを見かけたら、思いやりのある気遣いをお願いします。



マタニティマークは、厚生労働省ホームページからダウンロードし、個人、民間団体等で利用できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/



もしもこのマークを身に付けているお母さんを見かけた方は、思いやりのある気遣いをお願いします。未来のお母さんと赤ちゃんをみなさんのやさしきでサポートしましょう。

平成19年度辞令交付式を開催

平成19年度与謝野町消防団辞令交付式が4月1日、岩滝保健センターで開催され、分団長をはじめ37人の団員に、小池団長から辞令が手渡されました。



↑新入団員14人を代表して、野田川第2分団の石田昌義団員が宣誓し消防団員としての決意を固めました。

新入団員紹介 (敬称略)

■加悦第2分団 渋谷 健一 森垣 和哉	■加悦第3分団 白数 裕也	■岩滝第2分団 宮崎 剛志	■岩滝第3分団 四宮 拓也 渋谷 勇亮	■岩滝第4分団 内藤 裕二	■野田川第1分団 今井 浩介 下野 悠介 直木 陽輔	■野田川第2分団 石田 昌義	■野田川第3分団 伊達 豊 安田 光樹	■野田川第5分団 池田 晋二
---------------------------	------------------	------------------	---------------------------	------------------	-------------------------------------	-------------------	---------------------------	-------------------

地震に備えを!

地震発生!! 突然、大きな地震に襲われたとき、私たちは適切な行動がとれるでしょうか

平成7年1月17日、多くの人々の大切な命と貴重な財産を奪った阪神・淡路大震災以降、国内では幾度となく地震が発生し、3月25日には能登半島沖を震源とするマグニチュード7.1の能登半島地震が大きな被害をもたらしたばかりです。

マスコミの報道などによると「西日本は本格的な地震の活動期にあるのではないか」との指摘もあります。今後いつ起こるか分からない地震に備え、まずは一人ひとりにできる身の回りの対策について考える必要があります。

5つの対策

- 家具類の転倒・落下防止をしておこう**
家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておく。
- けがの防止対策をしておこう**
避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく。
停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。
- 消火の備えをしておこう**
小さな揺れの時には、火の始末をする習慣をつけておく。
火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。
- 非常用品を備えておこう**
非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。
- 家族で話し合っておこう**
地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
家族で避難場所や避難経路を確認しておく。



平成19年度全国統一防火標語「火は見てる あなたが離れる その時を」



くしゃみすることがよくあります。くしゃみの原因をご存知ですか？西洋では、くしゃみをした人にはGod bless you (ゴッドブレスユー) という習慣があります。Bless you (ブレスユー) というのは日本語で「守護する」です。

Godとは神さまで。ですから、神さまがあなたを守護するという意味です。なんで神さまが私たちを守護するのかということはいろいろな説があります。一番現実的な説はローマ教皇グレゴリー1世の説です。ヨーロッパでは西暦約600年頃疫病が広がっていました。疫病での死者は2500万人でした。疫病のはじめの現れがくしゃみでした。その時のローマ教皇グレゴリー1世が疫病を防止するため、くしゃみをした人にBless youと言おうと提案しました。それがきっかけでこの習慣が今も続いていると言われています。

また、別の説では、くしゃみをする間に心臓が1秒間止まり、そのあと心臓が動きはじめる(もちろんこれは不正確です)。つまり、その人が生き返るということです。そこで、Bless youと言ったら「あなたは生き抜いたよ」というお礼です。

迷信に関しては三つの説があります。全部悪魔に關します。

一つ目は、くしゃみをする間に人間の魂が体を出て

しまうと思われていました。ですから、God Bless Youと言わなかったら、神さまに守護されなくて悪魔が体に入ってしまう可能性があります。自分の体に入れないように相手にGod Bless Youと言うと神さまが守ります。

二つ目は、一つ目と似ています。違うところは悪魔が体に入るのではなく、くしゃみをする時に悪魔が魂を取るといいます。だからGod Bless Youというのは、悪魔から魂を取られないためのおまじないです。

三つ目は、先の二つと逆の意味です。ある人にとってくしゃみをするということは体の中に悪魔がもう入っているということです。そして、くしゃみをした時、悪魔が出てしまいます。それで、Bless youというと悪魔が二度と体に入るまいということです。

日本では一回目のくしゃみは、「誰かにほめられている(良いうわさをされている)」と言われ、くしゃみを二回したら、「誰かにうわさをされている」と言われています。私にとってこれのほうがおもしろいです。Bless youというのはキリスト教の習慣だから、キリスト教でない人の中には違和感を持っている人もいます。

日本の意味は、誰かにほめられることでも、うわさでも、私について話しているから、私は確かに大切にされているのかなと感じるのでおもしろいです。だから、皆さん今度隣の人がくしゃみをしたら、Bless youと言ってください。私は「誰かにうわさされていますね」と言います。これも国際交流の一つです。

今月のオススメの一冊

与謝野町立図書館(知遊館1階) TEL 46-2451
加悦分室(加悦地域公民館2階) TEL 43-0376
野田川分室(町中央公民館1階) TEL 43-0087

▼ 一般書



『千年、働いてきましたー老舗企業大国ニッポン』
野村進/著
角川書店

携帯電話の内部には日本の創業100年以上を誇る「老舗」とよばれる会社の知恵が詰め込まれています。また、世界最古の会社は日本で、西暦593年から創業1300年として続いているそう。老舗製造業を見ていくことで、日本の企業が何を大事にして生き残ってきたのかを探ります。



『海峡のアリア』
田月仙/著
小学館

第13回小学館ノンフィクション大賞優秀賞受賞作。幾多の苦難を乗り越えて、オペラ歌手への道を歩み、「海峡を越えた歌姫」と呼ばれるまでになった著者は、二つの祖国への想いととも北朝鮮に住む兄たちを想う母の、家族を引き裂かれた深い悲しみをこの作品で描いています。

▼ 児童書



『どっちがどっち!? にたものずかん』
高岡昌江/文 友永たろ/絵
学習研究社

チーターとヒョウってどこが違うかわかりますか？背中の模様でわかるんです。それに爪をひっこませたり伸ばしたりできるのがヒョウで、チーターはできないんです。他にもハムスターとモルモット、イモリとヤモリ、チョウとガなど、チーターとヒョウってどこが違うかわかりますか？



『ぼく おかあさんのこと…』
酒井駒子/作
文溪堂

ウサギの男の子が考え込んでいます。「ぼくおかあさんのこと…キライ」。日曜の朝はいつまでも寝てるし、好きなアニメは見せてくれないし、早く早くっていうくせに自分はゆっくりしているし、それからそれから…。「もうこんなおかあさんとおわかれしよう」と、出て行ってしまいますが…

▼ 新着図書

【一般書】 ●『徳川将軍家の演出力』安藤優一郎/新潮社 ●『旧暦読本 現代に生きる「こよみ」の知恵』岡田芳朗/創元社 ●『イワシが高級魚になった? ふしぎな海の生態系』中村幸昭/PHP研究所 ●『シャトゥーン』増田俊成/宝島社

【児童書】 ●『美しいってなんだろう? 美術のすすめ』森村泰昌/理論社 ●『なによりも大切なこと』あさのあつこ/PHP研究所 ●『ドラゴンにごようじん』茂市久美子作 とよたかずひこ 絵/国土社 ●『王国は星空の下(北斗学園七不思議1)』篠田真由美/理論社

図書館からのお知らせ

開館時間
午前10時～午後6時

休館日
●本館
五月十二日(土)
午前10時～30分
午後三時～
●野田川分室
五月十二日(土)
午後三時～
●加悦分室
五月十九日(土)
午後三時～

おはなし会のお知らせ
●本館
五月十二日(土)
午前10時～30分
午後三時～
●野田川分室(毎週火曜)
共通 (最終木曜)

時の贈り物 [第13回]

まちの文化財

◎室町時代の石灯籠



四辻区にある八幡神社の長い石段を上がつた右手に、石製の玉垣に囲まれた古い石灯籠があります。

この石灯籠は、高さが二百四十八センチあり、材質は安山岩製で、灯籠の頂部の高い請花と長い茎を持った大きな宝珠がかたどられているのが特徴で、「丹後型灯籠」と呼ばれています。加悦の天満神社にも丹後型の石灯籠がありますが、やや趣きが違うようです。

竿には刻銘があり、『八幡宮石燈籠』『永和二二年戊午/匡頓/卯月一八日願主』と読め、永和四年(一三七八)に作られたことがわかります。

室町時代の貴重な工芸品として、昭和三十三年に国の重要文化財に指定されています。六百年を超える長い年月の間、暗闇の中、明かりを灯してきたことでしょう。

(与謝野町教育委員会)



平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、町では障害のある人々の自立を支える制度として「障害福祉サービス」を実施してきました。今回改めてサービスの概要をお知らせするとともに、町が独自で実施している障害福祉に関する施策についてお知らせします。

町独自の障害福祉施策

児童デイサービスの充実	基準報酬額の違いによる利用者負担額の格差をなくし、サービス利用の増進と経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の一部を助成します。
日中活動系サービスの給食費助成	在宅で障害のある人が、日中活動系サービスを利用した際にかかる給食費の一部を助成し、社会参加の拡大と経済的負担の軽減を図ります。
就労関係施設通所交通費助成	在宅で、障害のある人が、就労関係施設に通所するためにかかる公共交通機関等の費用の一部を助成し、社会参加の拡大と経済的負担の軽減を図ります。
福祉タクシー利用助成	重度心身障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成する「タクシーチケット」を交付します。(非課税世帯対象、また障害の種類によっては重度障害でも対象とならないことがあります)
障害者福祉手当の支給	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の所持者で、公的年金等の受給額が基準額より低額な方に支給します。町独自施策の他に「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」があります。
手帳交付申請用診断書助成	障害のある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるために必要な診断書料の一部を助成します。
精神障害者通院費補助	在宅で精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、自立支援医療給付者で医療機関に通院するのに必要な交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
住宅改修への助成	手すり等の設置や段差の解消など、居宅における改修への助成をします。(対象者制限等あり)
心身障害者扶養共済制度掛金の助成	心身障害者扶養共済制度掛金の一部助成を通して加入を促進し、加入者死亡後の経済的不安の軽減と経済面の安定化を図ります。
在宅障害者介護者激励金の支給	常時身体上の介護が必要な状態、または知的障害によって行動上著しい困難が見られる18歳以上の障害のある人を介護している家族等に対し、激励金を支給し、経済的負担の軽減および福祉の増進を図ります。
訪問理美容サービス	在宅で生活する重度の障害のある人で、理美容院への外出が困難な人に対し、福祉の増進を図るために理美容サービスの提供を行います。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用に対して支援します。

相談窓口

- その他にも、障害者に対する支援の施策や制度があります。サービス等について申請、お問い合わせ等がありましたら、福祉課 障害者福祉係 ☎43-1513)までご相談ください。
- 相談窓口として、指定相談支援事業所がありますのでお気軽にご相談ください。
 - ・障害者生活支援センター「かもめ」 ☎20-2011
 - ・障害者生活支援センター「結」 ☎44-1566
 - ・与謝郡聴覚言語障害センター ☎46-5390 (主に聴覚障害に対する相談)



←障害者生活支援センター「結」は、4月から旧加悦交番に事業所を開設しています。

相談員の皆さん

障害者やその関係者が身近なところで、いつでも気軽にどんな問題でも相談できるよう、相談員が配置されています(敬称略)。

	氏名	住所	電話番号	障害種別
身体障害者相談員	まえだ ひろみ 前田 弘美	加悦1063-1	42-0058 (TEL/FAX)	聴覚障害 言語障害
	えぼら れいこ 江原 令子	後野709-1	43-0643	肢体不自由
	もりがき みちこ 森垣 道子	金屋229-1	43-1273	視覚障害
	かしわら しなぞう 柏原 品蔵	岩滝2150-8	46-2995	肢体不自由
	おすぐち としこ 水口 敏子	男山105-5	46-3554	肢体不自由
	たきなみ としお 滝波 利男	幾地1563-16	43-1586	視覚障害
	まつもと みちよ 松本美千代	石川5044-27	42-7801	肢体不自由
	やまさき たかお 山崎 隆男	幾地1950-1	42-3908	肢体不自由
知的障害者相談員	いしだ ひであ 石田 栄男	金屋465-2	42-2647	—
	おおえ まさこ 大江 當子	岩滝214-9	46-2092	—
	ながはま のぶひこ 永濱 誠彦	岩屋19-1	43-0140	—

障害福祉サービスのご案内

障害福祉サービスの内容

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	
訓練等給付	障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援 (A型＝雇用手型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
	地域生活支援事業 (市町村事業)	相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
		コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業		重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。	
地域活動支援センター		障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	
地域生活サポート事業		移動支援 (屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援) + 日中一時支援 (日中における活動の場の確保) + 生活支援・家事援助 (介護給付非該当者の支援) を実施します。	
社会参加促進事業		料理教室・精神グループワーク・手芸教室などを開催します。	
訪問入浴サービス事業		自宅に入浴車等で訪問し、入浴の介助等を行います。	
身体障害者自動車運転免許取得教習費・自動車改造助成		身体障害者が自動車運転免許を取得しようとする場合、また、自らが所有・運転する自動車を改造する場合に助成を行います。(対象者・所得制限等あり)	
生活訓練事業	料理教室・精神グループワーク・手芸教室などを開催します。		
補装具の給付	障害のある人の身体機能を補完または代替することで、日常生活をやすくするため、補装具の給付を行い、それにかかる経費を助成します。		
自立支援医療の給付	血液透析療法や関節整形手術などの身体の機能障害を除去または軽減するため、日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費を支給します。		
難病患者に対するサービスの充実	在宅難病患者および家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルプサービスや短期入所、日常生活用具の給付を行う事業を推進します。		

住民税について 重要なお知らせが あります

所得税から 住民税へ税源移譲

地方自治体は、地方税などの自主財源の他に、国が国税として集めた財源を交付税や国庫補助金として譲り受けてサービスを行っています。

しかし、この仕組みには様々な制約もあり、地域の実情に



↑詳しくは、3月25日に各戸配布した税源移譲のパンフレットをご覧ください。

あわないことがありました。このため、自主財源の確保を行い、住民の皆さんにとって必要な行政サービスを行うよう国税である所得税の一部（三兆円規模）を地方税である住民税へ移すことになりました。

住民税の納付回数 四回に変更されます

与謝野町では、税源移譲による個人住民税の税額増とともに、納付回数が十回から四回へと変更となりますので、昨年と比べて一回あたりの納付額が増えます。下記モデルケースを参照してください。

モデルケース1 夫婦+子ども2人の場合 給与収入500万円<年額>

税源移譲前 18年度課税				住民税納付額・納付回数<10回>									
給与収入	所得税	住民税	合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円	7,600円

住民税の税率が一律10%へ

税額の増加に加え、納付回数が減るので、1回あたりの納付金額が増えます

税源移譲後 19年度課税				住民税納付額・納付回数<4回>			
給与収入	所得税	住民税	合計	6月	8月	10月	1月
500万円	59,500円	135,500円	195,000円	34,100円	33,800円	33,800円	33,800円

モデルケース2 老年夫婦の場合 年金収入250万円<年額>

税源移譲前 18年度課税				住民税納付額・納付回数<10回>									
年金収入	所得税	住民税	合計	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
250万円	37,000円	26,000円	63,000円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円

住民税の税率が一律10%へ

税額の増加に加え、納付回数が減るので、1回あたりの納付金額が増えます

税源移譲後 19年度課税				住民税納付額・納付回数<4回>			
年金収入	所得税	住民税	合計	6月	8月	10月	1月
250万円	18,500円	44,500円	63,000円	11,200円	11,100円	11,100円	11,100円

●モデルケース1の場合、子どもの内1人は特定扶養親族（16歳～23歳）に該当するものとしています。 ●モデルケース2の場合、老年者配偶者控除に該当するものとしています。 ●どちらのケースも一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。 ●住民税と所得税の人的控除差について/所得税と住民税では、扶養控除等の金額が異なるため、同じ収入金額でも住民税の課税所得は所得税よりも多くなり、所得税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまいます。この差額を解消するため、調整控除を設け、所得税と住民税の合計の税負担が変わらないようにしています。

税源移譲による 他の改正点

定率減税の廃止

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

この定率減税の額は、平成十七年度分までは所得割額の15%相当額（上限四万円）となっていました。平成十七年度の国の税制改正により、平成十八年度分は所得割額の7・

5%相当額（上限二万円）となりました。

また、平成十八年度の国の税制改正により、平成十九年度分からは廃止されることになりました。

高齢者非課税措置の廃止

高齢者非課税措置は、平成十八年度課税から廃止されています。

前年の合計所得金額が百二

十五万円以下の方は、平成十七年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成十八年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。

ただし、急激な税負担を緩和するために、次のとおり経過措置がとられています。

▼平成十八年度以降
経過措置を設け課税されます。
▼平成十八年度（経過措置）
：税額を三分の一に軽減

▼平成十七年度まで
合計所得金額百二十五万円以下の方は非課税

▼平成十九年度（経過措置）
：税額を三分の二に軽減
▼平成二十年度以降
：全額負担

住民税、固定資産税についてのお問い合わせは…
税務課（野田川庁舎）
☎（44）2084

固定資産税の減額についてのお知らせ

住宅のバリアフリー化に対する 固定資産税の減額について

介護認定を受けておられる方、65歳以上の方、障害者の方いずれかが居住されている住宅（賃貸住宅を除く）を、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間に、補助金を除いたバリアフリー改修費用が30万円以上で下記の改修について、改修の完了した年の翌年度の固定資産税を、上限100㎡までの床面積について3分の1を減額します。

該当する工事を実施された方は、完了後3カ月以内に下記の書類を用意して税務課まで申告してください。

改修工事をされたことが税務課では把握できませんので、該当すると思われる方は、申告期限を厳守いただき申告してください。

- 改修工事の内容 ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の改良 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化
- 申告の添付書類 ①内容および費用を確認できる書類 ②改修箇所の写真 ③領収書 ④改修工事を行ったことを建築士が証する書類 ⑤補助金等の交付決定を受けた書類 ⑥介護認定を受ける者または障害者であることを証する書類

耐震改修に対する 固定資産税の減額について



昭和57年1月1日以前に建築された居住用建物を、現行の耐震基準に適合させるための改修費用が30万円以上の住宅改修について、固定資産

税を上限120㎡までの床面積について2分の1を減額します。耐震基準を満たしていることを証する書類と工事費が確認できる書類を用意し、完了後3カ月以内に申告してください。

なお、減額期間は平成21年までに完了したものは3年間、平成24年までに完了したものは2年間、平成27年までに完了したものは1年間となっています。

- 与謝野町役場
☎46-3001(代表)
- 岩滝地域振興課
☎46-3002
- 総務課
☎46-3003
- 総務課(消防安全係)
☎46-3004
- 企画財政課
☎46-3084
- 企画財政課(情報システム係)
☎46-3085
- 建設課
☎46-3267
- 商工観光課
☎46-3269
- 会計室
☎46-3007
-
- 野田川庁舎
☎44-2081(代表)
- 野田川地域振興課
☎44-2082
- 住民環境課
☎44-2083
- 税務課
☎44-2084
- 水道課
☎44-2085
- 下水道課
☎44-2086
-
- 加悦庁舎
☎43-1511(代表)
- 加悦地域振興課
☎43-1512
- 福祉課
☎43-1513
- 保健課
☎43-1514
- 農林課
☎43-2191
- 議会事務局
☎43-0215
- 教育委員会 教育総務課
☎43-2192
- 教育委員会 教育推進課
☎43-2193

議会構成が変わりました

与 謝野町議会4月臨時会が4月17日開会され、副議長に服部博和氏を、議会選出の監査委員に有吉正氏を選任しました。この決定に伴い、議会構成についても次のとおり変更されましたのでお知らせします。(敬称略。変更のみ掲載してます)

●副議長/服部博和 ●監査委員/有吉正 ●総務常任委員/糸井満雄 ●文教・厚生常任委員会副委員長/畠山伸枝 ●産業・建設常任委員会副委員長/多田正成 ●議会運営委員/服部博和 ●広報特別委員会委員長/家城功、同副委員長/畠山伸枝、同委員/服部博和



← 服部副議長



← 有吉監査委員

※議会運営委員会は、規程改正により、常任委員長が委員から外れ、6人となりました。

5月は消費者月間です

「みんなで築こう 身近な安全・安心」悪質商法にご用心

消費者をだましたり惑わせたりする「悪質商法」や「問題商法」の手法は年々巧妙化し、府内でも様々な事例が報告されています。最近の手法や相談窓口を知ることは被害を防ぐ第一歩です。

●事例「点検商法」

突然訪問し、「無料点検」などを口実に家に上がりこもうとします。屋根・床下・布団など悪質業者が点検したがるものは普段見られない場所やものです。「地震が来たら家が倒れる」「今寝ている布団は湿気ていてカビだらけ」などと消費者の不安をあおり、リフォームや買い替えをするよう契約を急かします。トラブル回避のポイントは、焦ってその場で契約するのではなく、必ず周りの人や信頼のおける業者に相談してから、契約を決めることが大切です。

●「しまったな…」と思ったら

いったん契約を結ぶと、原則として正当な理由無く一方的に契約を取りやめることはできません。しかし、不意打ちでやってくる訪問販売や電話勧誘など特定の取引に限っては、一定期間内(訪問販売なら契約書を受け取った日を含めて8日間)であれば無条件で契約解除できる「クーリング・オフ制度」があります。商品や金額によっては対象外となる場合がありますので、詳しくは、「消費生活相談窓口」へお問い合わせください。

●消費生活相談窓口

【役場】商工観光課 ☎46-3269/加悦地域振興課 ☎43-1512/野田川地域振興課 ☎44-2082
【京都府】京都府丹後広域振興局商工観光室 ☎0772-62-4304/京都府消費生活安全センター ☎075-671-0004/消費生活週末(土・日)電話相談 ☎075-257-9002
※4月から京都府消費生活科学センターは「京都府消費生活安全センター」に名称変更されました。

加悦第2・3分団小型動力ポンプ付積載車を更新

消 防団加悦第2分団(与謝)、加悦第3分団(桑飼)の小型動力ポンプ付積載車がこのほど更新され、3月25日に加悦庁舎で、太田町長から消防団に引き渡された後、小池団長からそれぞれの分団に配属されました。これまでの加悦第2分団の車両は、昭和63年3月に配属され19年間、また加悦第3分団の車両は平成元年12月に配属され17年間、火災現場や防火活動等で活躍しましたが、老朽化が進んできたため、今回の更新となりました。

購入費用は、加悦第2分団車両が656万円、加悦第3分団車両が661万円です。この消防車が火災現場において活躍することがないように、皆さんで「火災ゼロのまち」を目指しましょう。



↑今回更新された小型動力ポンプ付積載車(左から加悦第2分団車両、加悦第3分団車両)

安心・安全のまちを目指して

犯 罪のない明るく住み良い地域社会を目指す与謝野町防犯推進協議会の平成19年度総会が4月18日、知遊館で開催され、防犯ブロック長、代表区長、学校関係者や宮津警察署員など28人が出席しました。

総会では、平成18年度の事業・決算報告のほか、地域安全パレードや防犯パトロールの実施、下校児童の「見守り隊活動」への参加・協力などを議決しました。また、役員の変更も行われ、次のとおり役員体制が決定しました。(敬称略)

- 会長/杉上忠義(算所) ●副会長/山添政就(弓木)、白敷惣太郎(下山田) ●監事/大江定雄(弓木)



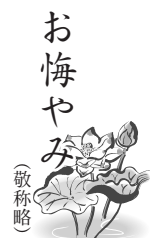
↑防犯推進協議会総会の様子

3月の入札結果

入札日	工事番号	工事名	施行場所	業者数	落札業者名	落札金額(千円/税抜)	工期
3/20	18債与公下第1号	下水道関連舗装本復旧①工事	男山	5者	金下建設株	14,700	H19/3/31~6/29
3/20	18債与特下第1号	下水道関連舗装本復旧②工事	山田・石川・明石 加悦奥・滝	5者	金下建設株	15,000	H19/3/31~6/29
3/20	18債与特下第5号	明石地区面整備③工事	明石	8者	株川見建設丹後支店	24,000	H19/3/27~9/28
3/20	18債与公下第2号	男山地区面整備①工事	男山	8者	山城建設株	27,000	H19/3/31~9/28
3/20	18債与特下第2号	岩屋地区面整備①工事	岩屋	8者	福井建設株丹後営業所	25,000	H19/3/31~9/28
3/20	18与道橋新工第30号	町道明石香河線改良(その5)工事	香河	8者	カヤ興産株	21,500	H19/3/27~8/31
3/20	18与福工第7号	大道地区児童公園新設工事	三河内	14者	楠石田建設	13,000	H19/3/30~8/27
3/20	18債与特下第4号	明石地区面整備②工事	明石	14者	石本建設株	12,880	H19/3/30~8/31
3/20	18債与特下第6号	加悦奥地区面整備①工事	加悦奥	14者	村井建設株	20,800	H19/3/31~8/31
3/20	18債与特下第3号	石川地区面整備②工事	石川	14者	株杉建	20,000	H19/3/24~8/31
3/20	18債与特下委第1号	加悦第18処理分区分他実施設計作成委託業務	滝他	9者	株キクチコンサルタント 福知山支店	9,442	H19/3/31~9/28

この欄で紹介する出生とお悔やみは、3月16日から4月15日までの届け出分です。また、役場窓口で届出の際に希望された方のみを掲載しています。

町内に配付している
広報誌には掲載しています



町内に配付している
広報誌には掲載しています



・まちのうごき・
平成19年3月末現在
人口 25,529人(-104)
男 12,101人(-44)
女 13,428人(-60)
世帯数 8,942戸(-2)